

第23回期 第25回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年7月17日(水) 午後3時00分から午後4時10分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員

委 員	3番	鈴木 政吉
-----	----	-------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の作成に対する決定について

3件

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 岡部 真
 主 査 圓谷 恭幸

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第25回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。本日は昨日までの雨降りからうってかわり、暑い中をお集まりいただきありがとうございます。梅雨時期も終盤になってきまして肌寒い日が続いていましたが、急に暑くもなりますので体調管理に気を配ってください。私ごとですが福島まで行く機会がありまして、そちらの桃農家さんと話をする機会がありました。早生の桃は生育がまだよいが、雨が続く状況が1週間くらい続くなら、今後の桃に打撃が出るのではないかと心配していました。ただ、わが町の水稻農家さんではそろそろ出頃の時期になるときの寒さ、そ菜農家さんにおいてはきゅうりの生育がまっすぐにならないなどのご心配があるかと思えます。一日でも早い梅雨明けを待ちたいと思えます。8月は農地パトロールの月刊となっていますので、遊休農地の発生防止、また解消に向けて、取り組みたいと思えます。優良農地を確保し残していきたいので、ご協力よろしくお願ひします。本日の議案は3件ですが、慎重審議をよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席数は10名中9名です。2番、鈴木政吉委員から欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第25回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中11名全員です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、6番、佐川健二委員、7番、角田一志委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>

会 長	皆様にお諮りいたします。議案第55号、農地法第3条①については、山白石地区推進委員、圓谷広行委員の調査報告および意見を求めます。
圓谷委員	<p>山白石地区担当推進委員の圓谷です。</p> <p>議案第55号、農地法第3条①について調査報告と意見を申し上げます。譲渡人は*****さん、譲受人が同じく*****さんです。以下、議案書に記載のとおりです。7月6日の朝8時から地区副担当の佐藤博委員および譲渡人、譲受人立会いのもと、現地にて調査をしてみました。*さんと*さんは隣近所で、交流の深い間柄です。*さんは体調を崩しがちで数年前から農地の耕作は知り合いにまかせている状態でした。申請地も譲受人となる*さんが4年ほど前から借りて耕作していたそうです。自己所有する水田や自宅と隣接していることから、利便性が高かったとのこと。この農地が道路拡張工事にかかることから、この機会に所有権を*さんに移譲することで話し合い、双方が合意に至った次第です。*さんの農業規模や経営状況は議案書記載のとおりで、農地法第3条第2項の1号から7号までに該当する項目はなく、所有権の移転については許可相当であるとみてまいりましたので、ご審議をお願いします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>今回申請地は町道曲屋一破石線に接する田です。譲渡人*****さん、譲受人*****さんどちらも山白石**の方です。申請農地はこれまで個人間で貸し借りをしていて、実情は*さんが耕作している状態にありました。今回、接している道路の拡幅工事を契機として、土地所有について整理しようということになり、売買により*さんが土地を購入する話がまとまりました。このことから農地の所有権を移転する本申請に至りました。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第55号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第55号、農地法第3条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	全員賛成ですので、議案第55号、農地法第3条①は許可決定いたします。

<p>会 長</p>	<p>次に、議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p> <p>議案第56号、農地法第5条①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>石塚委員</p>	<p>浅川・滝輪地区推進委員の石塚です。</p> <p>議案第56号、農地法第5条①についての調査結果および意見を申し上げます。譲渡人*****さん、譲受人*****さん、以下記載のとおりです。11日午後6時より地区副担当の會田委員、酒井委員と譲渡人、譲受人の立会いのもと、現地にて調査をしてまいりました。***** *****に一般住宅および駐車場2台分を建設したいということです。汚水は町公共下水道に接続し、雨水は町道側溝に放流するということです。調査基準であります一般基準の1から12までの各項目に該当する項目はなく、今回の転用については問題のないものとみてまいりましたので、ご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2以上の公共施設または公益的施設がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、 転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。 転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は11月末までとされており該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法24条および建築基準法について許可見込であり該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しま</p>

	<p>せん。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺は宅地化が進み農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。以上です。</p> <p>会 長 地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第56号、農地法第5条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>会 長 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第56号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>会 長 全員賛成ですので、議案第56号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する意見決定についてを上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p> <p>会 長 皆様にお諮りいたします。議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条については①と②に関連がありますので一括して審議し、その後③を審議したいと思っておりますがご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>会 長 異議なしと認め、議案の審議に入りたいと思っておりますが、農業経営基盤強化促進法第18条①②については、*****が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(*****退室)</p>
--	---

会 長	事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは、皆様ご存じのとおり里白石・福貴作地区の推進委員で、また認定農業者でもあり、人・農地プランにおいても福貴作地区の担い手として名前があげられております。設定人は****さん、****さんで、両名とも福貴作地内にお住みの方です。①の****さん所有の農地はこれまでも****さんが借りて耕作していた状況でありまして、今回****さんが相続を完了したことにより正式に所有者との間で、基盤法に基づく賃借権の設定を行うものです。②の****さんは家庭内の事情により農業を縮小したいと考えていて、所有の農地について借り受けしてもらえる方を探していました。そこで地区推進委員でもある****さんに耕作をまかせたいとのことでした。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。 2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。 <p>我妻委員の農業経営状況等などからも、いずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は問題ないと思われまます。以上です。</p>
会 長	つづいて、この集積計画①および②に対して里白石・福貴作地区推進委員の小宅正一委員の意見を求めます。
小宅委員	<p>里白石・福貴作地区推進委員の小宅です。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条①②について意見を申し上げます。借受人****さんは認定農業者です。貸付人の****さんも****さんも会社勤めをされています。貸付人はそれぞれ農地の管理が難しくなつたので、土地を貸して耕作してもらいたいということです。貸付には何ら問題ないものであるとみてきましたので、ご審議をお願いします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条①および②について、質疑ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条①および②について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①および②については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(*****着席)</p>
会 長	<p>****に報告します。議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条①および②については、計画のとおり決定されました。</p> <p>次に、農業経営基盤強化促進法第18条③の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さん、設定人の****さんは両名とも福貴作の方です。****さんは福貴作地区で自作・借入合わせて、*****㎡を耕作している農家さんです。先ほどもお話しさせていただいたとおり**さんは家庭内の事情により農業を縮小したいと考えていて、所有の農地について借り受けしてもらえの方を探していました。推進委員****さんからの仲介もあって、**さんも今回、****一さんの土地を借り受けて農業従事する計画であり、利用権を設定するものです。</p> <p>被設定人の**さんは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の3つの要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>つづいて、この集積計画③に対して里白石・福貴作地区推進委員の我妻秀雄委員の意見を求めます。</p>
我妻委員	<p>里白石・福貴作地区推進委員の我妻です。</p> <p>****さんは事務局からの説明のとおりで、農業規模を縮小したいと考えています。借り受ける****さんは****の農地を耕作しており、地域においても中心的役割を成している農業者です。したがって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を全て備えていると思われます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条③について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条③について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画③については決定いたします。</p>
会 長	<p>次に、その他に入ります。(1) 浅川町農地パトロール(有効利用調査)実施要領(案)について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>説明いたします。</p> <p>昨年実施させていただきました農業委員会の法令業務である農地利用状況調査ですが、今年も同様に取り組み農地の実態把握に努めます。農地法の運用においては8月ごろに実施することとされています。また、農地法第32条で規定された利用意向調査については、利用状況調査の結果を整理したのち、11月末までに翌年1月末までを回答期限として実施することとされております。</p> <p>利用状況調査の実施は、実施要領を総会の決定により策定した上で行うこととされているため今回提出させていただきましたものです。内容については、県および福島県農業会議から示されたひな形を基に作成しており、例年作成しているものとほぼ同様となっております。なお、調査の実施方法等の詳細については、今回、皆様に調査用図面、調査票のほか資料等をお配りさせていただいておりますが、後ほど書記より説明があります。説明は以上となります。よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>事務局より説明が終わりましたが、実施要領(案)について農業委員および推進委員の皆さんからご意見等ございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>それでは実施要領については案のとおり決定いたします。</p> <p>本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会8月9日(金)午後1時30分を予定しています。総会終了後、第2回関係団体との連携会議開催を午後3時から開始予定です。その日には委員さんの活動記録簿を提出してもらう予定ですので、総会の始まる前に出していただくようお願いいたします。</p> <p>令和元年度前期農業委員研修会のことですが、正式な通知はまだ来ていませんが、9月2日月曜日に郡山市ビッグパレットふくしまで開催される予定です。そのため次回の8月総会で出欠を取りまとめたいので、委員さんのご予定を確認してきてください。</p> <p>先ほど申しました農地利用状況調査の詳細について、圓谷より事務連絡させていただきます。</p>
圓谷主査	<p>(農地利用状況調査の実施方法について説明)</p>

会 長	ただいま事務局の方から今後の日程および農地利用状況調査についての詳細説明がありましたが、委員の皆さんから質問等があればお願いします。
川音委員	利用状況調査票の中に今はもう亡くなっている人の名前があるときにそれはどう今の人に説明していったらいいのだろうか。名義を書き換えていないのだろうか。農業をやってもいないけれども、図面上には農地として出てきているような場合に、住んでいる人に対してはどんな説明をするのがよいのですか。
圓谷主査	未相続の農地が多くあることは承知しています。ただ、今回の農地利用状況調査におきましては、現況を確認するのが第一の目的と考えられ、今の人たちに対しては、農地を見せてください、少し立ち入らせてくださいというような許可を求めるような話をしていくのは必要かと思われまます。
川音委員	未相続値が現に荒れてしまっているもので、それに対して、草を刈ってくださいとか、管理してくださいなどと言っても聞いてもらえない。関係ないと言われてしまう。その辺の理解を農地所有者にはしてもらいたいと思うのですが。
圓谷主査	そのことが耕作放棄地の問題と結びついてくることにもなると確かに考えられます。耕作放棄地については大きな課題であり、解消に向けて対策も考えなければならぬと思います。しかしながら、今回の農地利用状況調査の手順ということで限定して説明させていただくと、現状を把握することが一番の目的でありますので、現況の報告を委員さんにはお願いしたいと思ひます。
7 番	農地パトロールに関しては町で広報はどんなことをするのですか。
圓谷主査	説明の最後の方にあります文書案を8月の初めに各行政区に回覧する予定です。農地利用状況調査といっても他人の土地に立ち入る状況は少なからず出てくると思われますので、そのための理解が得られるように広報はしたいと考えています。
会 長	その他どんなことでも結構です。何かありますか。
圓谷主査	先ほどの説明では漏れてしまいましたが、この調査票の提出については、9月末までに事務局へ提出いただくようお願いいたします。少し遅れたとしても10月の総会時にはすべての状況調査が出そろうように調査の方を進めてくださるようお願いいたします。
会 長	それでは、以上を持ちまして第25回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願ひます。礼。ご苦勞様でした。

--	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)